

岡谷市教育委員会告示第 号

岡谷市立中学校における部活動指導員設置要綱（平成30年岡谷市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩本博行

第3条第4号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

岡谷市立中学校における部活動指導員設置要綱（平成30年岡谷市教育委員会告示第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○岡谷市立中学校における部活動指導員設置要綱</p> <p>平成30年10月1日 教育委員会告示第5号</p> <p>改正 令和2年3月16日教委告示第4号</p> <p>（資格）</p> <p>第3条 指導員は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者</p> <p>(2) 公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟団体規程第2条第1号に規定する加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者</p> <p>(3) 中学校若しくは高等学校の部活動又は地域でのスポーツ活動において指導した経験を有する者</p> <p>(4) 指導員を必要とする部活動の種目において技術指導が可能と認められる20歳以上の者</p> <p>(5) その他岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者</p> <p>（令和2教委告示4・全改）</p> <p>（職務）</p> <p>第4条～第7条（略）</p>	<p>○岡谷市立中学校における部活動指導員設置要綱</p> <p>平成30年10月1日 教育委員会告示第5号</p> <p>改正 令和2年3月16日教委告示第4号</p> <p>（資格）</p> <p>第3条 指導員は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者</p> <p>(2) 公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟団体規程第2条第1号に規定する加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者</p> <p>(3) 中学校若しくは高等学校の部活動又は地域でのスポーツ活動において指導した経験を有する者</p> <p>(4) 指導員を必要とする部活動の種目において技術指導が可能と認められる<u>18歳以上の者</u></p> <p>(5) その他岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者</p> <p>（令和2教委告示4・全改）</p> <p>（職務）</p> <p>第4条～第7条（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>